

ugo保守ライセンス契約書

この「ugo保守ライセンス契約書」（以下「本規約」という。）は、エンドユーザー（第三者への再販売等の目的ではなく、自ら利用する目的でugo関連製品の提供を受ける者をいう。以下同じ。）が、u g o株式会社（以下「ugo」という。）から直接又はセールスパートナー等を介して間接に提供されたロボットであるugoシリーズに関するソフトウェア及び／又はハードウェア（以下、総称して「ugo関連製品」という。）を利用するにあたり、エンドユーザーに対するugo関連製品の保守ライセンス（ugo platformの利用のライセンスを含む。）等を定めるものである。

エンドユーザーがugo関連製品の利用を行うためには、本規約に合意することを要し、この場合、エンドユーザーは、ugoに対して、本規約に従った直接の義務又は責任を負うものとする。

第1条（定義）

本規約において、ugo関連製品に関する「販売」、「再販売」、「再レンタル」及び「再販売等」等の用語は、以下の意味を有するものとする。

- ①「販売」とは、(ア) ugo関連製品のうちソフトウェアに関しては、有償で、ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを非独占的に利用させることを意味し、(イ) ugo関連製品のうちハードウェアに関しては、有償で、ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアを譲渡することを意味する。
- ②「再販売」とは、ugoが販売したugo関連製品について、(ア) ソフトウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを利用する権利をエンドユーザーに再許諾することを意味し、(イ) ハードウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアをエンドユーザーに譲渡することを意味する。
- ③「再レンタル」とは、ugoが販売したugo関連製品について、(ア) ソフトウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを利用する権利をエンドユーザーに再許諾することを意味し、(イ) ハードウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアをエンドユーザーに貸与することを意味する。
- ④「再販売等」とは、再販売又は再レンタル（これらの総称）を意味する。
- ⑤「ugo関連製品の保守」とは、エンドユーザーに対するugo関連製品の保守及びugo関連製品のサポート並びにこれらに付帯又は関連する業務をいう。なお、セールスパートナーは、ugoの承諾を得た場合、エンドユーザー及びセールスパートナー間で、ugo関連製品の保守規約（以下「セールスパートナー保守規約」という。）を締結することができる。この場合、ugo関連製品の保守の内容は、別途、セールスパートナー保守規約によるものとする。
- ⑦「ugo関連製品のライセンス」とは、エンドユーザーに対するugo platform（ugoが提供するロボット統合管理プラットフォームである。本規約において同じ。）の利用のライセンス及びこれらに付帯又は関連する事項をいう。
- ⑧「ugo関連製品の保守ライセンス」とは、ugo関連製品の保守及びugo関連製品のライセンスを含むものをいう。

第2条（保守）

1. エンドユーザーがセールスパートナー保守契約を締結した場合、ugo関連製品の保守の内容は、別途、セールスパートナー保守契約によるものとする。

2. ugoは、エンドユーザーに対し、前項のugo関連製品の保守を行うために必要な事項について、合理的に必要となる協力を求めることができるものとし、エンドユーザーはこれに従うものとする。
3. ugo関連製品の保守に関して、エンドユーザーがセールスパートナー保守契約を締結した場合、ugoはugo関連製品の保守に関して、一切責任を負わない。

第3条（仕入品の取扱い）

前条の規定にかかわらず、ugo関連製品に仕入品が含まれる場合は、エンドユーザーは、仕入品メーカーに対して仕入品メーカーが提供する保守の範囲内で、当該仕入品の保守（仕入品の操作に関するサポート、仕入品の故障時のサポートを含む。）の対応を求めることができるものとし、ugo及びセールスパートナーに対しては当該仕入品の保守対応を求めることはできず、かつ、ugo及びセールスパートナーは仕入品の保守について一切責任を負わない。

第4条（再委託）

1. ugoは、ugoがugo関連製品の保守を行う場合、当該ugo関連製品の保守の全部又は一部を第三者（以下、再委託を受けた第三者を「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。
2. ugoは、再委託先に前項のugo関連製品の保守の全部又は一部を委託した場合は、本規約に基づきugoがエンドユーザーに対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとする。
3. ugoは、再委託先の選任又は監督に故意又は過失があった場合、再委託先の行為につき責任を負うものとする。
4. エンドユーザーは、合理的かつ相当な理由があるときは、ugoに対して、当該理由を明示した書面をもって再委託先の見直しを求めることができるものとする。

第5条（ライセンス）

ugoは、エンドユーザーに対し、ライセンス期間中、ugo platformの利用のライセンスを付与する。

第6条（ugoエンドユーザー向け利用規約）

ugo platformの利用条件その他のugo関連製品の利用条件に関連する事項は、別途の「ugoエンドユーザー向け利用規約」で定める。ugo及びエンドユーザーは、本規約の締結により、「ugoエンドユーザー向け利用規約」がugo及びエンドユーザー間の合意事項となり、本規約に組み込まれることを確認する。

第7条（保守／ライセンスの代金）

1. ugoがugo関連製品の保守を行う場合、エンドユーザーは、ugoに対して、両者で取り決めた保守の代金を、取り決めに応じた支払時期・支払方法にしたがって支払うものとする。振込手数料はエンドユーザーの負担とする。なお、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の保守の代金及び支払時期・支払方法等は、セールスパートナー保守契約によるものとする。
2. ugoは、前項のエンドユーザーに対する保守の代金の請求業務を、ugoが別途指定する第三者に委託することができ、ugoが当該委託先に当たる第三者の通知をエンドユーザーに行った場合（以下、当該委託先に当たる第三者のことを「ugo指定の支払先」という。）には、エンドユーザーは、ugoの別途の指示がない限り、ugoに代えて、当該ugo指定の支払先に対して、前項の保守の代金の支払いを行うものとする。

3. ugo及びエンドユーザーの合意に基づき第5条のライセンスの代金を特に定めた場合には、エンドユーザーは、ugoに対して、当該ライセンスの代金を別途定める支払時期・支払方法にしたがって支払うものとする（ライセンスの代金を特に定めなかった場合には、エンドユーザーがugo関連製品について支払う他の名目の代金の中にライセンスの代金相当額が含まれていることになる。）。振込手数料はエンドユーザーの負担とする。

第8条（免責事項）

ugo及びエンドユーザーは、第三者の労働争議、暴動、天災、火災、行政機関の措置その他当事者の合理的支配を超える原因に基づく場合は、本規約に基づく債務の履行ができなかったとしても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. ugo及びエンドユーザーは、自己、自己の代理人又は自己の顧客が、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ugo及びエンドユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. ugo及びエンドユーザーは、前二項に定める相手方の表明が真実でなく、又は前二項に定める確約に相手方が違反した場合、相手方に対し何らの催告を要せずして、本規約を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
4. 前項に従って本規約が解除された場合、解除された当事者は、解除による損害の賠償を請求することはできない。

第10条（本規約の有効期間）

1. 本規約の有効期間は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合はugo保守ホームページで定められた保守の期間とし（ただし、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合には、セールスパートナー保守契約で定められた保守の期間とする。）、これを第5条のライセンスの期間とする。

2. ugoがugo関連製品の保守を行う場合の前項の本規約の有効期間は、契約期間満了の1ヶ月前までにugo又はエンドユーザーのいずれからも書面による解約の申し出がない場合、本規約は同一条件でさらに1年間継続し、以降も同様とする。なお、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合に関しては、別途、セールスパートナー保守契約の定めによるものとする。

第11条（解除）

1. ugo及びエンドユーザーは、相手方が本規約の各条項のいずれかに違反する事実があった場合（違反が軽微か否かを問わない。）、1ヶ月以上の期間を定めた書面による是正勧告を行うもなお当該違反が是正されないときは、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、ugo又はエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は催告その他何らの手続を要することなく直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - ①支払停止若しくは支払不能に陥った場合、振り出した又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合、又は銀行取引の停止処分を受けた場合
 - ②差押、強制執行、滞納処分による差押等を受けた場合
 - ③破産、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立があった場合
 - ④解散を決議した場合
 - ⑤合併又は事業の全部若しくは重要な一部譲渡を決議したことにより、本規約の履行が不可能又は著しく困難と認められる場合
 - ⑥諸官庁から業務・営業の取消、停止等の行政処分を受けた場合
 - ⑦信用状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - ⑧法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行い、会社存続に影響する社会的批判を受けた場合
3. ugo及びエンドユーザーは、自己が前二項に基づいて本規約を解除した場合、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要しないものとする。
4. ugo又はエンドユーザーは、相手方が第1項又は第2項に基づいて本規約を解除した場合、相手方に損害が生じたときは、相手方が直接かつ現実に被った損害を賠償するものとする。

第12条（契約終了後の処理）

1. ugo又はエンドユーザーは、自己に前条第1項に定める事実があったことにより若しくは自己が前条第2項各号に定める事由の一つでも該当することにより又は自己に第10条第3項に定める事実があったことにより本規約が解除された場合、相手方に対する金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するものとする。前記解除があった場合、エンドユーザーは、ugoに対し、解除された日までの日数に応じて、保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる（セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の取扱いは、セールスパートナー保守契約によるものとする。）。また、保守の代金又はライセンスの代金が年毎の支払いの場合は1年を365日とした日割り計算、月毎の支払いの場合は1ヶ月を30日とした日割り計算とする。）の支払いを行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、エンドユーザーに前条第1項に定める事実があったことにより若しくはエンドユーザーが前条第2項各号に定める事由の一つでも該当することにより又はエンドユーザーに第10条第3項に定める事実があったことによりその他エンドユーザーの行為若しくはエンドユーザーに発生した事実起因して本規約が終

- 了した場合、エンドユーザーは、ugoに対し、保守の期間に係る保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる（セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の取扱いは、セールスパートナー保守契約によるものとする。）。）の全額を支払うものとする。
3. 本規約が有効期間の経過、解約又は解除により終了した後も、本条のほか、第4条（再委託）第3項、第6条（ugoエンドユーザー向け利用規約）、第7条（保守／ライセンスの代金）、第9条（秘密保持）、第10条（反社会的勢力の排除）第3項及び第4項、第12条（解除）第3項及び第4項、第16条（損害賠償）、第17条（遅延損害金）、第18条（ハードウェアの買取）、第20条（輸出管理）並びに第21条（準拠法・合意管轄）は、対象事項が存在する限り、有効に存続するものとする。
4. 本規約が有効期間の経過、解約又は解除により終了した場合、ugoは、当該エンドユーザーによるugo関連製品又はugoが提供するポータル上で生成・蓄積された情報（個人情報を含む。）について、法令に基づき保存を要する場合及び当社が本サービスの提供又は保守のために合理的に必要な範囲を除き、速やかに消去又は廃棄するものとする。

第13条（通知義務）

ugo及びエンドユーザーは、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく相手方にその事実を通知するものとする。

- ①第12条第2項各号に該当する事実が生じたとき
- ②住所、代表者、商号、その他取引上重要な事項の変更が生じたとき
- ③その他事業の状況に著しい変更をきたすおそれがあるとき

第14条（権利等の譲渡禁止）

1. ugo及びエンドユーザーは、あらかじめ相手方の書面による承認を得ることなく、本規約に基づき発生する権利もしくは義務又は本規約上の当事者たる地位（以下、総称して「本地位等」という。）を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
2. ugo及びエンドユーザーは、本地位等を第三者に譲渡する場合、事前に又は同時に前項の定めのある存在を当該第三者に対し通知しなければならない。

第15条（損害賠償）

ugo及びエンドユーザーは、本規約の履行に関し、故意又は過失により相手方又は顧客その他の第三者に損害を与えた場合には、相手方又は顧客その他の第三者が直接かつ現実に被った損害を賠償する責を負うものとする。ただし、負担する損害賠償責任（疑義を避けるために付言すると、第12条第4項に基づく損害賠償責任を含む。）は、当該ugo関連製品の1年間の保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる。）の合計額相当額を上限とする。

第16条（遅延損害金）

ugo及びエンドユーザーは、相手方に対する本規約に基づく金銭債務の支払いを怠ったときは、相手方に対し、支払うべき金額に対して、履行期限日の翌日以降支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、この場合、年365日の日割り計算とするものとする。

第17条（ハードウェアの買取）

本規約が終了した場合において、本規約終了日の翌日から1ヶ月以内にugoがエンドユーザーに対し、エンドユーザーに再販売されたugo関連製品のうちugoが別途指

定したハードウェアについてugoが買い取る旨を通知した場合には、ugoは、エンドユーザーから、当該指定したハードウェアを別途ugo及びエンドユーザー間で合意する価格で買い取ることができるものとする。

第18条（契約内容の変更）

1. ugo及びエンドユーザーは、経済情勢の変動等の諸事情により、本規約の内容の変更の必要性が生じた場合は、相手方に対し、本規約の内容の変更を求めることができる。
この場合、ugo及びエンドユーザーは、誠実に協議を行うものとする。
2. 本規約の変更は、ugo及びエンドユーザーの書面による合意により行うものとする。

第19条（輸出管理）

1. エンドユーザーは、直接又は間接を問わず、ugo関連製品を自国（エンドユーザの所在国をいう。）の外に輸出し又は自国の外において提供し若しくは自国の外の居住者に提供すること（以下「輸出等」という。）を希望する場合、ugoの承諾を得なければならない。
2. エンドユーザーは、ugo関連製品が、自国を含む外国の法令に基づき輸出規制の対象となる可能性を認識し、直接又は間接を問わず、ugo関連製品若しくはこれを組み込んだ製品の輸出等を行う場合には、自己の責任において適切な輸出手続を行うなど、当該輸出規制法令を遵守するものとする。

第20条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約は、日本法に従って解釈される。
2. 本規約に関する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、ugo及びエンドユーザーで誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

（条文以上）

以上